

VI オンライン申請 UD タクシー 一般乗用旅客自動車運送事業者申込 について（車両販売事業者代行可）

1 書類の偽装や虚偽申請などにおける不正受給などの不正行為について

当法人の助成金については、東京都の公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められております。当法人としまして、不正受給などの不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本助成金を申請される方、申請後、採択が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分御認識された上で、助成金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

(1) 助成金の申請者が当法人に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。

(2) 助成金で取得した助成対象自動車を、当該の処分制限期間内に処分（助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することをいいます。）しようとするときは、事前に処分内容等について当法人の承認を受けなければなりません。なお、当法人は、必要に応じて助成対象自動車の管理状況について調査することがあります。

(3) 当法人は、申請者及び手続き代行者その他の関係者が、偽りその他の不正の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。

(4) 前記事項に違反した場合は、当法人からの助成金交付決定及びその他の権利を取り消します。また、当法人から助成金が既に交付されている場合は、その全額に加算金（年率10.95%）を加えて返還していただきます。

(5) 助成金を受け取るまでに車両を処分された場合については、次のとおり処理します。

申請前：申請できません。 交付決定前：申請を取り下げてください。

交付決定後に処分が発覚した場合、虚偽申請にあたる可能性がありますのでご注意ください。

2 対象の確認

申請する前に以下に該当するかご確認ください。オンライン申請の際は以下全て該当するものとみなします。よくご確認ください。

✓	書 類
	(1) 国及び地方公共団体ではない
	(2) 国または地方公共団体が出資する法人・団体ではない
	(3) 税金の滞納がない
	(4) 刑事上の処分を受けていない
	(5) 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者等ではない
	(6) その他、公的資金の交付先として社会通念上適切である
	(7) 都内に事務所若しくは事業所を有する
	(8) LPG 車やガソリン車（次世代 UD タクシーを除く。）からの買換えである ※ハイブリッド車（次世代 UD 以外）からの買換えは対象です。
	(9) 都の他の同種の助成金の交付を重複して受けていない
	(10) 車両が EV 又は PHV 又は HV（次世代 UD）である
	(11) UD（ユニバーサルデザイン）タクシーとして以下のいずれかの条件を満たす ① 標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領に基づき国土交通大臣が認定したタクシー車両 ② スロープまたはリフトを初度登録時に装備しており、車いすに乗ったままで安全に乗降できる車両。標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領別表の「車いす固定方法」、「スロープ」及び「車いすスペース」の項目が、標準仕様認定項目レベル1またはレベル2を満たしていること。（＜標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領別表「固定方法」、「スロープ」及び「車いすスペース」抜粋＞参照） 福祉タクシーのみ申請可 <u>ニッサン セレナ HV スロープ車に、UD 認定基準に必要なオプションを全て装着の場合は、国土交通省が定めた標準仕様ユニバーサルデザインタクシーと同等の扱いとします。（流し営業可）</u> <u>※上記以外の車両についてはご連絡ください。</u>
	(12) 新車である（中古車、新古車は対象外）
	(13) 初度登録日から申請受付日までの期間が1年以内、または国の額確定通知日から申請受付日までの期間が4か月以内である
	(14) 車両の支払いはいずれかに該当する ① 助成対象者が購入し、代金の支払いが完了した自動車であること ② 助成対象者が割賦販売（所有権留保付ローン）で購入し、ローン会社等による立て替え払いを含めて代金の支払いが完了していること ③ 助成対象者が割賦販売（所有権留保付ローン）で購入し、販売業者と今後全額支払いすることを契約していること
	(15) 自動車検査証記録事項の記載について、下記表の要件を <u>初度登録時から継続して</u> 満たす

	<table border="1"> <tr> <th>自動車検査証記録事項の記載事項</th> <th>通常の購入の場合</th> <th>割賦販売（所有権留保付ローン）で購入する場合</th> </tr> <tr> <td>所有者の氏名または名称</td> <td>助成対象者と同一名義</td> <td>販売業者またはローン会社等</td> </tr> <tr> <td>使用者の氏名または名称</td> <td>助成対象者と同一名義</td> <td>助成対象者と同一名義</td> </tr> <tr> <td>使用の本拠の位置</td> <td>都内</td> <td>都内</td> </tr> </table>	自動車検査証記録事項の記載事項	通常の購入の場合	割賦販売（所有権留保付ローン）で購入する場合	所有者の氏名または名称	助成対象者と同一名義	販売業者またはローン会社等	使用者の氏名または名称	助成対象者と同一名義	助成対象者と同一名義	使用の本拠の位置	都内	都内
自動車検査証記録事項の記載事項	通常の購入の場合	割賦販売（所有権留保付ローン）で購入する場合											
所有者の氏名または名称	助成対象者と同一名義	販売業者またはローン会社等											
使用者の氏名または名称	助成対象者と同一名義	助成対象者と同一名義											
使用の本拠の位置	都内	都内											
	(16)車両 1 台につき、2 名以上の運転者（助成対象自動車を使用するタクシー事業者に運転者として雇用されて、東京都内の営業所に勤務する者）が UD 研修（ユニバーサルドライバー研修） を受講している。ただし、この要件によって必要とされる UD 研修受講者数が東京都内の営業所に勤務する全運転者数を超える場合は、全運転者が UD 研修を受講していること。 ※UD 研修とは…「バリアフリー研修推進実行委員会」が認証した「機関」が開催する、「タクシー乗務員バリアフリー研修」の通称。 ※運転者以外の教育担当者、運行管理者等は、UD 研修受講者数にカウントできません。 ※個人タクシーも、UD 研修を受講する必要があります。 ※福祉輸送事業限定事業者は、この要件はありません。 ※一部の福祉関係の資格・研修は、UD 研修と同等以上とみなします。												
	(17)国土交通省の通達に基づく定期的な研修（＜国土交通省の通達（抜粋）＞参照）を申請時まで年に 2 回以上実施している。 ① 法人タクシー 定期的な研修を申請時まで年に 2 回以上（計画期間中 2 回以上）実施している ・計画期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日の間の任意の 1 年間とします。 ・申請日時点から 1 年以内で、直近 2 回以上研修を実施している。 例：研修 1 回目 4/15 2 回目 7/15 3 回目 10/15 4 回目 1/15 この場合、7/15 以降に申請可能 ・2 回目の研修より前に車両の申請期限（初度登録日から 1 年または国の額確定通知日から 4 ヶ月）が到来する場合は、当該車両は申請不可 ・申告書には、東京都内の営業所に勤務する運転者・教育担当者を対象とした研修のみを記載してください。 ② 個人タクシー ・UD タクシーの設備の操作について、実車を用いた説明および実習を、申請時まで年に 2 回以上受講していること。 実車講習を年 2 回以上受講できない場合は、様式の備考欄に相当の理由を記入してください。実車を用いた説明及び実習は、具体的には以下のものを指します。受講した時期に関する要件はありません。 ・一般社団法人全国個人タクシー協会または各都道府県の個人タクシー協会が実施する研修説明会 ・自動車販売店で受講した説明および実習 ・上記以外ものを受講している場合は、お問い合わせください。												
上記「✓」は該当するかご確認するものです。また、過去に虚偽申請（提出書類の偽装など）があった者は(6)に違反します。													

＜標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領別表「固定方法」、「スロープ」及び「車いすスペース」抜粋＞

部位等	標準仕様認定項目（レベル１）	標準仕様認定項目（レベル２）
固定方法 車いす	・車いすを固定することができる設備が備えられていること。固定装置は、固縛、開放に要する時間が短く、かつ確実に固定できるものであること。 ・車いす使用者の安全を確保するために、前向き固定とし、3点式シートベルトを設置する。	・車いすを固定することができる設備が備えられていること。固定装置は、固縛、開放に要する時間が短く、かつ確実に固定できるものであること。 ・車いす使用者の安全を確保するために、前向き固定とし、3点式シートベルトを設置する。
スロープ	・車いす使用者の乗降を円滑にするために車いすの乗降口に設置するスロープの勾配は、14 度（約1/4）以下とする。 ・スロープの車いすの車輪が通過する面の幅は700mm 以上とする。 ・車いすのスロープからの脱輪防止のためエッジのある構造とする。エッジの高さは車いすのハンドリムと干渉しないよう留意する。 ・スロープの表面は滑りやすい素材又は仕上げとする。 ・スロープの耐荷重は、電動車いす本体（80～100kg 程度）、車いす使用者本人、介助者の重量等を勘案し300kg 以上とする。 ・スロープは乗降口から脱落しない構造とする。 ・スロープと床面に段差ができないような構造とする。ただし、段差が車いすの車輪と干渉しない場合、スロープと乗降口の継ぎ目に僅少な段差を生じる場合その他の車いすの乗降に支障のない段差が生じる場合にあつては、当該段差は許容される。 ・スロープは使用に便利で、乗客にとって安全な場所に備えられたものであること。	・車いす使用者の乗降を円滑にするために車いすの乗降口に設置するスロープの勾配は、10 度（約1/6）以下とする。ただし、車いすが側方から乗車する仕様の場合にあっては、歩道の幅を勘案し、スロープの勾配を14 度（約1/4）まで許容する。 ・スロープの車いすの車輪が通過する面の幅は700mm 以上とする。 ・車いすのスロープからの脱輪防止のためエッジのある構造とする。エッジの高さは車いすのハンドリムと干渉しないよう留意する。 ・スロープの表面は滑りやすい素材又は仕上げとする。 ・スロープの耐荷重は、電動車いす本体（80～100kg 程度）、車いす使用者本人、介助者の重量等を勘案し300kg 以上とする。 ・スロープは乗降口から脱落しない構造とする。 ・スロープと床面に段差ができないような構造とする。ただし、段差が車いすの車輪と干渉しない場合、スロープと乗降口の継ぎ目に僅少な段差を生じる場合その他の車いすの乗降に支障のない段差が生じる場合にあつては、当該段差は許容される。 ・スロープは使用に便利で、乗客にとって安全な場所に備えられたものであること。
車いすスペース	・次に掲げる規格に適合する車いすスペースを1以上設置する。 位置：車いすスペースは、車いすの進入しやすい位置に設ける。 広さ：車いすを固定するスペースは、長さ1,300mm 以上、幅750mm 以上、高さ1,350mm 以上とする。寸法の測り方は別添に規定するとおりとする。 車いす使用者の視界の確保を、座席利用者同様に確保する。 ・車いすが側方から乗車する仕様の場合にあっては、車内には車いすが介助により転回できるスペースを確保する。ただし、回転盤を使用する場合はこの限りではない。	・次に掲げる規格に適合する車いすスペースを1以上設置する。 位置：車いすスペースは、車いすの進入しやすい位置に設ける。 広さ：車いすを固定するスペースは、長さ1,300mm 以上、幅750mm 以上、高さ1,400mm 以上とする。寸法の測り方は別添に規定するとおりとする。 車いす使用者の視界の確保を、座席利用者同様に確保する。 ・車いすが側方から乗車する仕様の場合にあっては、車内には車いすが介助により転回できるスペースを確保する。ただし、回転盤を使用する場合はこの限りではない。

		・車いす使用者が乗車中に利用できる手すりなどを設置する。 ・車いす使用者の乗車時に介助者（付添人）が利用できる座席を車いすスペースの横に設置する。
--	--	--

※令和２年４月１日から適用。令和２年３月３１日までに、標準仕様ユニバーサルデザインタクシーとして認定を受けた車両については、従前の例による。

<国土交通省の通達（抜粋）>

各社及び団体において、UD タクシーの運転、予約、配車その他の業務に携わる者に対し、UD タクシーの運送（予約及び配車を含む。）に関する研修を受講させるとともに、教育担当者を育成し、定期的な研修の実施に取り組むこと。特に次に掲げる事項に留意すること。

（１）研修内容には、従業者の意識の啓発に資するよう、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）及び同法第 6 条に規定する障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針への理解に関するものを含めること

（２）UD タクシーの設備の操作を行う運転者に対する研修及び運転者への教育担当者の育成に係る 研修は、実車を用いた説明及び実習を含めること

（３）これらを内容とする研修計画を策定すること

<市販車以外の環境性能の高いUDタクシーの申請>

市販車以外で環境性能の高いUDタクシー（初度登録時にスロープ又はリフトを装備したタクシー車両）の申請をする場合は、追加書類の提出が必要になりますので、架装前及び架装後にクール・ネット東京へ予めご相談ください。追加書類の例としては以下の通りです。

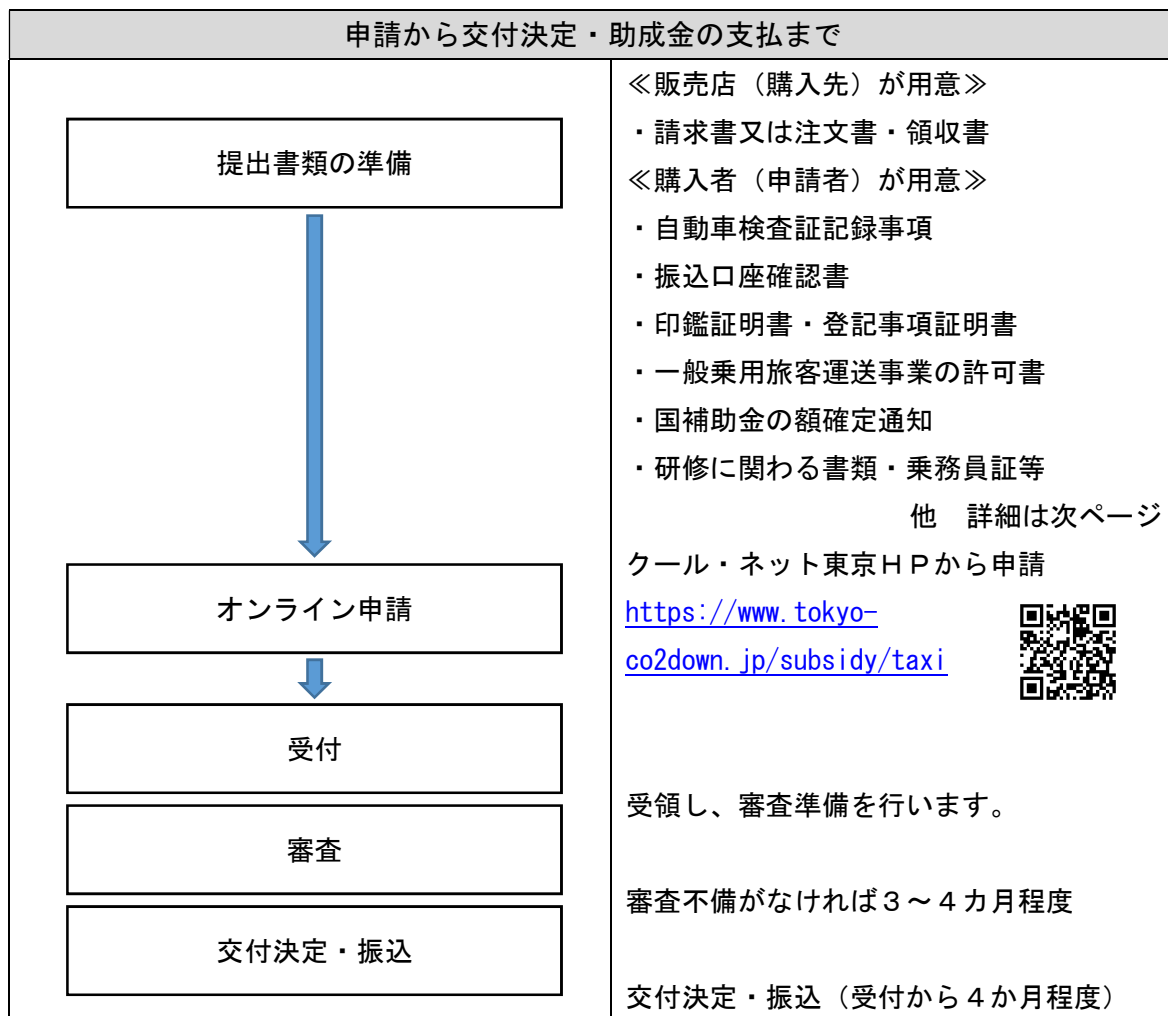
【架装前】

- ・設計図面（スロープの場合、車高、スロープの長さ、スロープ地面設置地点から車両までの距離及び勾配を設計図面上に記載すること。）
 - ・使用する各部品の仕様（寸法、材質及び重量（スロープの場合にあっては加えて耐荷重））、カタログ等の写真及び仕入予定先
 - ・架装費用見積総額及び内訳（税抜）
- ①設計費：設計に要する日数及び1日あたりの労務単価を示すこと
 - ②設備費：使用する各部品の数及び単価を示すこと
 - ③加工費：部品を加工する場合、加工に要する日数及び1日あたりの労務単価を示すこと
 - ④工事費：工事に要した日数及び1日あたりの労務単価を示すこと

【架装後】

- ・助成対象車両の写真
- ①車両全体
 - ②車両後部（トランクパネルを開ける前及び開けた後の両方）
 - ③車いす固定装置各部品
 - ④（スロープの場合）スロープ設置時外観及び車いす乗車中にスロープが収納されている様子
 - ⑤（リフトの場合）リフトを地面に降ろした時の外観
 - ⑥乗込及び下乗の様子
 - ⑦車いす乗車及び固定時の車いすスペース（車いす固定装置による固定時）
- ・竣工図面（スロープの場合、車高、スロープの長さ、スロープ地面設置地点から車両までの距離及び勾配を竣工図面上に記載すること）
 - ・各部品納品書及び請求書（使用した各部品の数及び単価がわかるもの）
 - ・架装費用総額及び内訳（税抜）
- ①設計費：設計に要した日数及び1日あたりの労務単価を示すこと
 - ②設備費：使用した各部品の数及び単価を示すこと
 - ③加工費：部品を加工した場合、加工に要した日数及び1日あたりの労務単価を示すこと
 - ④工事費：工事に要した日数及び1日あたりの労務単価を示すこと
- ※本相談は書類の確認のみであり、交付決定の可否は現場調査等の結果を鑑み判断するため、同確認は交付決定を確約するものではありません。

3 申請の流れ（車両購入後）



オンライン申請受付期限 令和6年3月31日（日曜日）17:00 まで

4 お手元にご用意するもの

以下の書類をお手元にご用意ください。不備があった場合、メールや電話にて修正や書類の提出依頼をいたしますが、場合によっては一度受付を取消し、再度ご申請いただくことがあります。不備のないよう、よくご確認ください。また修正や書類提出の連絡に対して 20 日間ご連絡が取れなかった場合、申請は取消とし、書類は破棄させていただきます。ご注意ください。

各書類は審査で必要となるため、記載事項が指定されています。まずは書類一覧を表示し、記載事項の詳細については、一覧の次に記載します。

書類の偽装など悪質な虚偽申請があった場合、1に記載のとおり今後の助成金申請ができなくなる場合がありますのでご注意ください。

《お手元の書類一覧》

✓	書 類	容量
	(1) 請求書又は注文書のコピー（車両本体価格がわかること）	5MB
	(2) 領収書のコピー（車両本体価格の領収がわかること）	3MB
	(3) 自動車検査証記録事項のコピー（申請者が所有者及び使用者であること）	5MB
	(4) 助成金の振込口座が確認できる書類（通帳やキャッシュカード）のコピー（申請者のもの）	5MB
	(5) 印鑑証明書のコピー（申請受付日から3か月以内に発行されたもの）	3MB
	(6) 登記事項証明書のコピー（現在事項全部証明書）（申請受付日から3か月以内に発行されたもの）	5MB
	(7) 一般乗用旅客運送事業の許可書のコピー（認可証または証明願でも可）	3MB
	(8) 国補助金の額確定通知	5MB
	(9) 助成対象車両に関する情報	10MB
	(10) UD タクシーの運送に関する研修計画及び実施状況申告書その1・2	5MB
	(11)UD 研修修了証のコピー	5MB
	(12)乗務員証等のコピー	5MB
	(13)福祉タクシーであるということがわかる書類 福祉タクシーの表示とナンバーが表示された写真 対象車両が2(11)②福祉タクシーの場合にのみ必要	5MB
上記が揃わない等、審査に必要な内容の確認できる書類がない場合はその他公 社が必要と認める書類として提出を求めます。		

各書類はオンライン申請を行うため、スキャナや写真などでデータ化してください。※記載の容量は上限容量です。容量以内のデータを作成してください。

《記載事項の詳細》

(1) 請求書のコピー（**販売事業者の方が**ご用意ください。）

確認事項：申請者との契約の有無、UD タクシーかどうか、助成対象経費（本体価格）

- ① 請求書、納品請求書、注文書、見積書、売買契約書等の書類で、申請者名と販売会社名の記載があること。
- ② 自動車の車名が確認できること。
- ③ 車両本体価格および支払金額全額が確認できること。支払金額は、最終的に確定し、実際に支払った額であること。（領収金額と確認します。）
- ④ 下取り金額・下取り車のリサイクル預託金返金額を新車購入に充当する分は、現金支払分とは別に明記されていること。（リサイクル預託金相当額通知書等でも可）

(2) 領収書のコピー（振込やクレジットカード支払の場合を除き、販売事業者の方が作成）

確認事項：申請者との契約の成立及び申請者による助成対象経費の支払完了

- ① 宛名が申請者と同一名義であること。
- ② 請求書に記載された全額分の領収書が必要。複数枚に分かれる場合は、全ての領収書を提出すること。ただし、下取り金額・下取り車のリサイクル預託金返金額を新車購入に充当する分は、領収書は不要。また、過払い等により領収書の金額が請求書を超えるのは差し支えない。
- ③ 所有権留保付ローンで購入した分は、ローン契約書を提出すること。申請時に全ての代金の支払いが完了していない場合は、販売業者と申請者で締結された今後全額支払うことが明記された契約書の写し及び約款の写しを提出すること。
- ④ 振込のため、領収書がない場合は、金融機関発行の振込金受取書やネットバンキングの取引画面の印刷で可。（依頼人・受取人・日付・金額の記載があること）
- ⑤ クレジットカード払いで領収書がない場合は、当助成金申請用に作成すること。

(3) 自動車検査証記録事項のコピー（申請者の方がご用意ください。）

確認事項：所有者は申請者、初度登録年月日、登録番号、使用の本拠の位置

- ① 初度登録（新規登録）時のものを提出すること。（初度登録日令和3年4月1日から令和6年3月31日まで）
- ② 申請までの間に登録番号変更を行った場合は、変更後のもののみで可
※その他変更を行った場合は、初度登録時のものと変更後のものが必要
- ③ 複数回のコピーやファックスを使用すると、コピー用紙が黒くなって文字が読み取れなくなることがあるため、文字が鮮明に読み取れるものを提出すること。

(4) 助成金の振込口座が確認できる書類（通帳やキャッシュカード）のコピー（申請者の方がご用意ください。）

確認事項：口座名義人が申請者であること、振込ができること

- ① 銀行名、支店名、口座番号、口座名義人が読み取れること。
- ② 定期預金口座でないこと。
- ③ 通帳の場合は、表紙及び見開き面のコピー
- ④ キャッシュカードのコピー、ネットバンキングの画面印刷なども可
- ⑤ 当座預金場合は、小切手帳や金融機関発行の取引明細書でも可

(5) 印鑑証明書（申請受付日から3か月以内に発行されたもの）

(6) 登記事項証明書（現在(履歴)事項全部証明書）（申請受付日から3か月以内に発行されたもの）

確認事項：都内事業所を有していること

※個人事業主の場合、個人事業税納税証明書又は個人事業の開業・廃業等届出書（控え）を提出すること。

- ・令和4年度の個人事業税の納税証明書で、完納しているもの（未納額が0円）
- ・窓口は都税事務所
- ・設立年度に申請する場合は、「個人事業の開業・（廃業等）届出書」の写しを提出
- ・非課税の場合は、令和3年分又は令和2年分の「確定申告書B」の写しを提出

※税務署の受領印があること。e-Taxで受領印がない場合は、受信通知のメッセージ画面を印刷して、併せて提出

(7) 一般乗用旅客運送事業の許可書（認可証または証明願でも可）

(8) 国補助金の額確定通知

確認事項：国補助額

(9) 助成対象車両に関する情報

確認事項：車両情報

HPでエクセルデータをダウンロードの上、必要事項を記載してください。

No.	メーカー名	車名・グレード	型式	初度登録日	使用の本拠の位置	自動車の種別・用途	自家用／事業用の別	市販車／改造車	燃料の種類	登録番号(ナンバー)	車台番号	交付申請額
例	トヨタ	JPNタクシー 上級	6AA-NTP●	2022/5/20	東京都新宿区西新宿●丁目●●●	小型・乗用	事業用	市販車	LPG	板橋510あ5614	NTP10-2001517	1,000,000
1												
2												
3												

(10) UD タクシーの運送に関する研修計画及び実施状況申告書その1・2

確認事項：保有車両数、各研修実施日及び回数、研修受講者数

HPでエクセルデータをダウンロードの上、必要事項を記載してください。

【新型コロナウイルス対応に関する暫定措置】

新型コロナウイルスの感染防止の観点から、研修の開催が中止されるなどにより、車両ごとの申請期限までに要件を充足し申請することが困難な場合は、申請時に「UD研修修了証の写し」に代えて「UD研修受講又は修了証受領の予定に関する申告書」を提出することで申請が可能です。UD研修修了証の受領後、速やかに「UD研修修了証の写し」を追加提出してください。当初申請時点で予算は確保されますが、追加提出されるまでは交付決定されません。

※車両ごとの申請期限は、「初度登録日から1年以内、または国の額確定通知日から4か月以内」です。

UD タクシーの運送に関する研修計画及び実施状況申告書

① (その1)

法人タクシーの場合

環境性能の高いUDタクシー

(その1)

作成日 2023 年 6 月 1 日

公益財団法人
東京都環境公社理事長 殿

タクシー事業者 (購入の場合は申請者、リースの場合は貸与先)

印鑑証明書の記載
内容と一致

住 所 東京都新宿区西新宿●丁目●番●号

名 称 ◇◇◇株式会社

代表者役職
及び氏名 代表取締役 新宿 一郎

次世代タクシーの導入促進事業助成金(環境性能の高いUDタクシー) UDタクシーの運送に関する研修計画及び実施状況申告書 (法人タクシー用)

国土交通省の通達 (平成30年11月8日付国土交通省令第100号「乗合タクシーによる運送の適切な実施について」) 2 枚目の全運転者数と一致

1 法人概要 (東京都内の営業所に属するものに限る。)

保有車両数	10	台	うちUDタクシー	3	台	運転者数	20	人
-------	----	---	----------	---	---	------	----	---

2 研修計画内容

計画期間: 令和5年3月1日から令和6年2月29日の1年間 * 令和4年4月1日から令和6年3月31日の任意の1年間とします。		
研修予定内容	運転者向け	・ 実車を用いた乗降研修 (必須)
		・ 車いす取り扱い方法についての実習
		・ 「障害者差別解消法」に関する講習
	教育担当者向け	・ 車いす取り扱い方法についての実習
		・ 「障害者差別解消法」に関する講習
		・

今回申請分も含めた台数

3 研修実施状況 (東京都内の営業所に属するものに限る。)

* 申請日時点から1年以内で実施した直近の2回分を記載

研修実施日	第1回						第2回							
	令和	5	年	4	月	15	日	令和	5	年	5	月	31	日
実施場所	××営業所駐車場・会議室						××営業所駐車場・会議室							
研修実施人数	運転者			教育担当者			運転者			教育担当者				
	6人			2人			5人			1人				
研修実施内容	運転者向け	・ 実車を用いた乗降研修（必須）												
		・ 車いす取り扱い方法についての実習												
		・ 「障害者差別解消表」に関する講習												
		・												
	教育担当者向け	・ 車いす取り扱い方法についての実習												
		・ 「障害者差別解消表」に関する講習												
		・												
		・												

計画期間内で、直近2回目の研修終了後に申請可

② (その2)

(その2)

4 助成金申請に必要なUD研修受講者数

平成31年度以降、東京都の 助成金を受けた台数 (A)	今回の申請台数 (B)	計 (C)
1 台	2 台	3 台

(B) × 2 人 (D)	全運転者数 (E)	助成金申請に必要な UD研修受講者人数 (DとEの少ない方)
4 人	20 人	4 人

1枚目の運転者数と一致

5 UD研修受講修了者名簿 (上記 (C) × 2 名以上の記載が必要)

No.	運転者名	受講終了 年月日	No.	運転者名	受講終了 年月日
1	○川 ×男	H30.8.1	11		
2	高○ 一×	H30.8.1	12		
3	○山 ×郎	R4.5.31	13		
4	田○ 幸×	R4.5.31	14		
5	○藤 ×	R4.5.31	15		
6	池○ 真×	R4.5.31	16		
7			17		
8			18		
9			19		
10			20		

今回の申請の対象者が
わかるように記載
(印やマーカーでも可)

今回の対象者の
・UD研修修了証
・乗務員証明等
を添付

<注意事項>

- ・添付する「UD研修修了証」の写しと、氏名及び受講年月日を一致させること
- ・申請対象者に印をつけること
- ・助成対象自動車を使用するタクシー事業者には運転者として雇用されており、東京都内の営業所に勤務する者のみを申告すること
- ・本件申請時点で、退職している者、都外営業所に転勤している者、内勤に職種変更している者等は不可
- ・20名を超える場合は、本様式を複写の上、使用すること
- ・運転者名に「別紙名簿のとおり」と記載し、既存の名簿（運転車名及び受講終了年月日の記載がある名簿）の提出でも差し支えありません。

(11) UD 研修修了証のコピー

確認事項：UD 研修の実施、研修受講者数

※UD 研修修了証の写しは、具体的には以下の書類の写しを指します。

・ユニバーサルドライバー研修修了証（カード型） （ユニバーサルドライバー研修推進実行委員会発行）
・自主ユニバーサルドライバー研修課程の修了証 （公益財団法人東京タクシーセンター発行）
・タクシー業務適正化特別措置法第7条第1項第3号に規定する講習 （バリアフリー対応ユニバーサルドライバー研修含む）の修了証 （公益財団法人東京タクシーセンター発行） ※本修了証の有効期限2年とは、UD研修の有効期限を示すものではありません。 2年経過後でも申請に使用できます。
・上記以外のものについては、お問い合わせください。

※一部の福祉関係の資格・研修は、UD研修と同等以上とみなします。

そのため、UD研修修了証の写しに代えて、以下の書類の写しでも可とします。

・介護福祉士登録証
・介護職員初任者研修課程修了証明書
・介護職員実務者研修課程修了証明書
・サービス介助士認定証
・ケア輸送サービス従事者研修修了証
・上記以外のものについては、お問い合わせください。

(12) 乗務員証等のコピー

確認事項：人数、運転者名、所属法人

(13) 福祉タクシーであるということがわかる書類

対象車両が2(11)②福祉タクシーの場合にのみ必要

確認事項：対象車両が福祉タクシーであること

- ① 福祉タクシーの表示とナンバーが表示された写真

(1)～(13)の**確認事項**等が確認できない場合等はその他書類の提出を求めます。

5 申請手続きについて

(1) 受付期限

オンライン申請受付期限 令和6年3月31日（日曜日）17:00 まで

※申請額が予算額に到達した場合は、その時点で申請の受付を終了します。

※上記の受付期限については、やむを得ない事情があった場合でも延長はできませんのでご注意ください。

※予算に限りがございますので、関係書類が整い次第、速やかにご提出くださいますようご協力をお願いいたします。

(2) 申請可能台数

① 申請者ごとの助成金支給の台数制限はありません。

但し、申請額が予算額に到達した場合は、その時点で申請の受付を終了します。なお、予算額の到達が近づいた場合は、ホームページ等でご案内します。

② **1回の申請で複数台の車両**を申請できます。オンライン申請の場合、「助成対象車両に関する情報」をエクセルで作成の上、ご提出ください。

(3) 申請方法

申請はオンライン申請を行ってください。詳細は7を参照

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/taxi>



(4) 申請にあたっての留意事項

【車両関係】

- ・申請前に車両を処分している場合は、申請できません。
- ・申請後、交付決定される前に車両を処分することになった場合は、交付決定せずに取り下げ処理となります。クール・ネット東京あてにお電話いただき、申請取下げを申し出てください。
- ・交付決定される前に車両を処分していたことが交付決定後に判明した場合は、交付決定取消しの対象となります。助成金振込済みの場合は、全額返還および違約加算金を請求します。

【その他】

- ・審査の過程で、現地確認・調査を行うことがありますので、その際はご協力をお願いします。
- ・交付決定後、助成対象者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募を制限することがあります。
- ・職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査対象から除外させていただきます。

(5) 手続代行

助成対象者は、助成対象自動車を販売する者に、助成金交付申請に係る手続きの代行を依頼することができます。手続代行者は、依頼された手続きについて誠意をもって実施してください。

手続代行者を依頼した場合、クール・ネット東京から申請書類等について質問や依頼があるときは、原則として手続代行者に連絡をします。

また、クール・ネット東京は、必要に応じて調査を実施し、手続代行者が実施要綱、交付要綱及び本手引きの規定に従って手続きを遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し、代行の停止を求めることができます。

6 助成金額について

助成対象経費は「車両本体価格（値引きを含む本体の購入に要する費用）」です。メーカーオプション、ディーラーオプション、消費税は含みません。また、利益等排除とし、助成対象経費に助成対象者の自社製品の調達分または助成対象者に関係する者からの調達分がある場合、利益等相当分を排除した額を助成対象経費とします。

(1) 環境性能の高いUDタクシー

- ① 中小規模事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者（会社又は個人）であって使用台数200台未満の事業者）

助成金額 ＝ 上限100万円

- ② 中小規模事業者以外

助成金額 ＝ 上限60万円

- ③ 全事業者（国補助※併用の場合）

助成金額 ＝ 原則40万円（国補助と併せて100万円上限）

※ 国補助とは、国の行っている同様の補助のことで、次の例示です。

今後、国の新たな補助を開始した場合は、国補助ありとなる場合があります。

・地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付国自旅第240号他）に基づく福祉タクシー車両におけるスロープ又はリフトを装備する車両に係る補助金
・訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱（平成28年2月29日付観産第690号）に基づくUDタクシー車両に係る補助金
・観光振興事業費補助金交付要綱（公共交通利用環境の革新等事業（自動車））（平成31年4月2日付告示旅台314号他）に基づく補助金

7 オンライン申請手続きについて

- (1) クール・ネット東京ホームページより助成金事業のページへ

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/taxi>



ホームページ記載の
左ボタンをクリック

- (2) オンライン申請ガイド

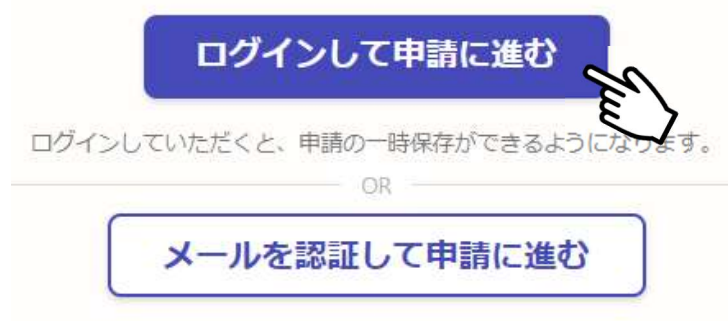
記載された質問に回答し、申請可能かどうか調べてください。
本誌では省略します。

(3) オンライン申請（2023 年 7 月現在です。申請しやすいよう随時更新予定です。）

① 申請ガイド⇒オンライン申請フォームについて

誓約事項を必ずお読みいただき、ご了承の上、申請してください。

② ログインについて



Graffer アカウントを作成すると 申請の一時保存ができます。

A screenshot of the Graffer account login and registration screen. The header shows the "Graffer" logo and "スマート申請" (Smart Application). There are two main login options: "Googleでログイン" (Login with Google) and "LINEでログイン" (Login with LINE). Below these is a note: "入力した情報が、GoogleまたはLINEに送信されることはありません。" (The information you enter will not be sent to Google or LINE.). There is a separator "または" (or). Below that are input fields for "メールアドレス" (Email address) and "パスワード" (Password), both marked as "必須" (required). Each field has a red outline and a red exclamation mark icon. Below the fields is a button that says "Grafferアカウントでログイン" (Login with Graffer account). A hand icon points to this button. Below the button is a link: "パスワードをお忘れの場合 [リセット](#) することができます。" (If you forget your password, you can reset it.). At the bottom, there are links for "Grafferアカウント規約" (Graffer account terms) and "プライバシーポリシー" (Privacy policy), followed by a note: "上記に同意してサービスを利用する" (Use the service by agreeing to the above). At the very bottom is a link: "Grafferアカウントを作成する" (Create Graffer account). A hand icon points to this link. To the right of the screen are three callout boxes with numbers 1, 2, and 3, each containing instructions. Box 1 points to the Google and LINE login buttons. Box 2 points to the email and password input fields and the login button. Box 3 points to the "Create account" link at the bottom.

① Google アカウントや LINE アカウントで登録しているメールアドレスでアカウントを作成する場合は、本ボタンをクリック

② 既に Graffer アカウントをお持ちの方は左欄にメールアドレス及びパスワードを入力の上、左ボタンをクリック

③新規登録する場合は左テキストをクリック

(登録には未登録のメールアドレスが必要です。)

③ 申請フォームに従い、入力してください。

次世代タクシーの導入促進事業（UD・福祉）助成金交付申請

入力状況

0%

◆誓約事項について ※必ずお読みください。

「次世代タクシーの導入促進事業」誓約事項

暴力団排除に関する誓約事項

次世代タクシーの導入促進事業助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条第1項の規定に基づく助成金の交付の申請を行うに当たり、当該申請により助成金等の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が要綱第3条に規定する助成対象者に該当し、将来にわたっても該当するよう法令等を遵守することをここに誓約します。

また、この誓約に違反又は相違があり、要綱第18条第1項の規定により助成金交付決定の全部又は一部の取消しを受けた場合において、要綱第19条第1項に規定する助成金の返還を請求されたときは、これに異議なく応じることを誓約します。

あわせて、貴公社理事長又は東京都が必要と認めた場合には、暴力団関係者であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。

下記に該当する暴力団関係者ではありません。

※この誓約書における「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。

- ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ・暴力団員を雇用している者
- ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

その他の誓約事項

- ・申請者（リースの場合は貸与先を含む）は、税金の滞納がなく、刑事上の処分を受けておらず、公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる者です。
- ・申請する車両は、UDタクシーやEV・PHVタクシーの買い替えではありません。
- ・本助成金申請書の記載内容は、事実に基づき、申請者の不利益にならない範囲において訂正される可能性があることについて同意します。
- ・申請する車両が利益等排除の対象になる場合は、以下チェック欄へのチェックをもって申告します。
- ・申請者（リースの場合は貸与先）は助成対象自動車を販売する事業者でないため、利益等排除に該当しません。
- ・申請する車両は申請者（リースの場合は貸与先を含む）が製造したものでないため、利益等排除に該当しません。

申請画面に進んだ方は、以上の誓約事項に同意したものとみなします。

☐ 利用規約に同意する

[利用規約](#) 

申請に進む

上記「誓約事項」及び「利用規約」をよく読み、同意の上、「申請に進む」をクリック

申請者の情報

申請者の種別

☐ 個人

☒ 法人

法人を検索して自動入力する

「法人」の方は「法人」を選択してください。
「個人事業主」の方は「個人」を選択してください。

法人名

法人名（カナ）

郵便番号

ハイフンなしの半角7桁で入力してください

住所を自動入力

主たる住所

電話番号

日中に連絡が取れる電話番号を入力してください

メールアドレス

助成金を受け取る「申請者」の情報を入力してください。

メールアドレスはログイン時に登録したアドレスが表示されます。

不備等の連絡はこちらのメールアドレスにご連絡いたします。

一時保存して、次へ進む

制度概要ページに戻る

「個人事業主」の方はこちらの入力はありません。

法人代表者情報・申請担当者

法人代表者役職

法人代表者名

郵便番号（申請担当者）

ハイフンなしの半角7桁で入力してください

住所（申請担当者）

部署・役職（申請担当者）

氏名（申請担当者）

氏名カナ（申請担当者）

電話番号（申請担当者）

ハイフンは不要です

申請担当者の情報

☐ 助成金事務の担当が申請をする

☐ 手続き代行者が申請をする

助成金を受け取る「申請者」の情報を入力してください。

助成金を受け取る「申請担当者」の支店等の情報を入力してください。

下記選択で「助成金事務の担当が申請をする」を選択した場合、不備等の連絡はこちらの情報から連絡させていただきます。

「個人事業主」の方は以下の入力のみあります。

メールアドレス登録した方の情報で選択してください。

一時保存して、次へ進む

< 戻る

前頁で「助成金事務の担当が申請をする」を選択した場合、こちらの入力はありません。

手続代行者の情報

郵便番号（手続代行者）

ハイフンなしの半角7桁で入力してください

住所（手続代行者）

部署・役職（手続代行者）

氏名（手続代行者）

氏名カナ（手続代行者）

電話番号（手続代行者）

ハイフンは不要です

「手続き代行者」の情報を入力してください。
不備等の連絡はこちらの情報から連絡させていただきます。

交付決定通知書の送付先

☐ 申請担当者

☐ 手続代行者

交付決定通知書の送付先を選択してください。

一時保存して、次へ進む

< 戻る

次世代タクシーの導入促進事業（UD・福祉）助成金交付申請_202205

リース契約の情報

リース貸与先情報

☒ 申請者はリース事業者ではない

☐ リース貸与先は個人事業主である

☐ リース貸与先は法人である

リース事業者ではないを選択してください。

一時保存して、次へ進む

< 戻る

資本関係に関する情報

申請車両製造会社との資本関係（％）

リースの場合は、貸与先と申請車両製造会社との資本関係

0

申請車両における「申請車両製造会社との資本関係」を入力してください。

一時保存して、次へ進む

< 戻る

助成対象車両に関する情報（自動車検査証をもとに記載）

助成対象車両に関する情報

📎 ファイルを選択

ホームページでダウンロードした「助成対象車両に関する情報」を作成の上、添付してください。（上限 10MB）

一時保存して、次へ進む

< 戻る

中小規模事業者における増額申請書

事業者の情報

☐ 下記以外

☒ 中小企業者であり使用台数200台未満の事業者である

中小企業基本法上の類型

タクシー事業は「製造業その他」を選択

資本金（万円）

登記簿記載の資本金の額又は出資の総額（例：2億5千万円⇒「25000」万円）

従業員数（人）

タクシーの使用台数（台）

申請法人の使用台数を記載

国の他の同種の補助事業の交付の有無

※国の他の同種の補助事業の交付がある場合は申請不可です

☐ なし

増額要件に該当し、増額申請する場合はこちらを選択してください。

個人事業主の場合も増額申請する場合はこちらを選択してください。

助成金を受け取る「申請者」の情報を入力してください。

一時保存して、次へ進む

＜ 戻る

助成金口座振込先

金融機関コード（数字4桁）

半角数字4桁で入力してください。

金融機関名

支店コード（数字3桁）

半角数字3桁で入力してください。

支店名

預金種別

☐ 普通

☐ 当座

☐ 貯蓄

口座番号

半角数字7桁で入力してください。例）123-0000123

口座名義

カタカナは半角カタカナで入力してください。また、小さな文字は、大きな文字に置き換えてください。例）＊1234567 〇1234567

助成金を受け取る「申請者」の情報を入力してください。

一時保存して、次へ進む

< 戻る

添付資料

請求書または注文書の写し

車両登録番号、車台番号、車名、グレード、諸費用・税金を除いた車両

📎 ファイルを選択

領収書

銀行振込等で領収書がない場合は、銀行発行の振込証明書（振込金受取書等）で代用可能

📎 ファイルを選択

自動車検査証

初度登録（新規登録）時のもの。文字が鮮明に読み取れるものを提出

📎 ファイルを選択

振込口座が確認できる書類

通帳の表紙及び見開き面のコピー、取引明細書など銀行名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人が読み取れること

📎 ファイルを選択

印鑑証明書

申請受付日から3か月以内に発行されたもの

📎 ファイルを選択

登記事項証明書（現在事項全部証明書）

申請受付日から3か月以内に発行されたもの

📎 ファイルを選択

一般乗用旅客運送事業の許可書

リースの場合は借主（貸与先）のものを提出。認可証または証明願でも可

📎 ファイルを選択

その他会社が必要と認める書類 任意

📎 ファイルを選択

その他添付できなかった書類 任意

📎 ファイルを選択

提出書類の添付をお願いします。

提出書類に関する詳細は「4 お手元に用意するもの」を参照してください。

国補助金の額確定通知がある場合は、こちらでご提出ください。

一時保存して、次へ進む

UD研修に関する添付資料

UDタクシーの運送に関する研修計画及び実施状況申告書

📎 ファイルを選択

UD研修修了証

本件申請に必要な人数分を提出すること。複数枚提出する場合はzipにて提出

📎 ファイルを選択

乗務員証等

運転者の氏名・所属会社名・写真が載っていること。本件申請に必要な人数分を提出すること。複数枚提出する場合はzipにて提出

📎 ファイルを選択

UD研修受講又は修了証受領の予定に関する申告書 任意

申請期限までにUD研修修了証の写しを提出できない場合に提出

📎 ファイルを選択

定期的な研修実施の予定に関する申告書 任意

申請期限までに定期的な研修が実施できない場合に提出

📎 ファイルを選択

福祉タクシーであることがわかる書類 任意

環境性能の高いUDタクシーであって、スロープの耐荷重が200kg以上300kg未満の車両の場合のみ必要

📎 ファイルを選択

その他添付できなかった書類 任意

📎 ファイルを選択

一時保存して、次へ進む

◀ 戻る

提出書類の添付をお願いします。

提出書類に関する詳細は「4 お手元に用意するもの」を参照してください。